

令和8年9月11日

工事事業者の皆様へ

中東情勢の変化によるナフサを由来とする 建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

江東区は、受注者が安心して施工及び受注できる環境を確保する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材を調達した場合等の設計変更が見込まれる場合は、協議の上、契約金額の変更などの対応を行います。

対象工事		調達検討資材
本区が発注する工事 (通知日以降に工期末を迎える工事) ※通知日以前に起工した工事も対象		ナフサを由来とする建築資材 (塗料、防水材、断熱材、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板等)
別途調達経費		
※以下のいずれかの経費が必要となる場合が対象		
①代替資材を調達する場合	②設計図書どおりの資材を流通経路を見直して調達する場合	③設計図書どおりの資材だが通常より高い経費で調達する場合
協議手続		
まずは、工事の監督員へご相談ください。 ☞ 監督員と協議 ☞ 協議の上、内容に問題がなければ資材調達・施工 ☞ 資材調達後、証明書類等を監督員に提出		

※設計内容や工期についても、影響が見込まれる場合は、工事監督員へご相談ください。

【問い合わせ先】

(本通知の内容について)総務部経理課契約係
(工事内容及び具体的な契約変更手続きについて)工事の監督員